

IP通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】2022年7月1日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

	目次（略）
	第1章～第14章（略）
	別記（略）
	<p><a href="#">附 則（令和4年6月29日 レパN第307号）</a></p> <p><a href="#">（実施期日）</a></p> <p><a href="#">1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。</a></p>
	<p><a href="#">（経過措置）</a></p> <p><a href="#">2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1（プラン7に係るものを除きます）、コース2又はコース3に係る者 に限ります。）の定期利用（以下「旧2年割」といい、改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）に関する料金その他の提供条件については、次に掲げるとおりとします。</a></p>
	<p><a href="#">(1) 定期利用期間</a></p> <p><a href="#">定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、第2種契約者から「旧2年割」の申出があった場合は、「旧2年割」の申込みをした日を含む料金月の翌月から24料金月ごととします。</a></p>

～2022年6月30日	2022年7月1日～
-------------	------------

	<p>(2) <u>減額の適用</u></p> <p><u>定期利用期間における基本額については、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））料金表第1表1-2-2（定額利用料）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの基本額から同表に規定する額を減額して適用します。</u></p>	
	<u>区 分</u>	<u>定額利用料の減額 (月額)</u>
	<u>タイプ3のコース1のメニュー1のプラン1、プラン3 又はプラン5</u>	<u>100円（110円）</u>
	<u>タイプ3のコース2のメニュー1のプラン1又はプラン3</u>	
	<u>タイプ3のコース3のメニュー1のプラン1又はプラン3</u>	
	<u>タイプ3のコース1のメニュー1のプラン2、プラン4 又はプラン6</u>	<u>50円（55円）</u>
	<u>タイプ3のコース2のメニュー1のプラン2又はプラン4</u>	
	<u>タイプ3のコース3のメニュー1のプラン2又はプラン4</u>	

～2022年6月30日	2022年7月1日～	
	<p><u>(3) 違約金</u></p> <p><u>第2種契約者は、本項(1)の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に「旧2年割」の解除、「旧2年割」に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として同表に規定する金額を支払っていただきます。</u></p>	
	<p><u>ア 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））第17条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったとき</u></p>	
	<p><u>イ 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて「旧2年割」を継続したとき</u></p>	
	<p><u>ウ 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8に係るものに限ります。）への細目又は区分等の変更をしたとき</u></p>	
	<p><u>エ 違約金を請求しないと当社が判断したとき</u></p>	
	<u>区 分</u>	<u>違約金</u>
	<p><u>タイプ3のコース1のメニュー1のプラン1、プラン3又はプラン5</u></p>	<p><u>2,400円（不課税）</u></p>
	<p><u>タイプ3のコース2のメニュー1のプラン1又はプラン3</u></p>	
	<p><u>タイプ3のコース3のメニュー1のプラン1又はプラン3</u></p>	

～2022年6月30日	2022年7月1日～	
	<u>タイプ3のコース1のメニュー1のプラン2、プラン4又はプラン6</u>	<u>1,200円（不課税）</u>
	<u>タイプ3のコース2のメニュー1のプラン2又はプラン4</u>	
	<u>タイプ3のコース3のメニュー1のプラン2又はプラン4</u>	
	<u>(4) 定期利用期間起算日の引き継ぎ</u>	
	<u>「旧2年割」の適用を受ける第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて「旧2年割」を継続した場合の定期利用期間は、現在の定期利用期間の起算を引き継ぎます。</u>	
	<u>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1又はコース3に係る者に限ります。）の定期利用（以下「旧2年自動更新型割引」といい、改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）に関する料金その他の提供条件については、次に掲げるとおりとします。</u>	
	<u>(1) 定期利用期間</u> <u>定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、第2種契約者から「旧2年自動更新型割引」の申出があった場合は、「旧2年自動更新型割引」の申込みをした日を含む料金月の翌月から24料金月ごととします。</u>	

～2022年6月30日	2022年7月1日～	
	<p><u>(2) 減額の適用</u></p> <p><u>定期利用期間における基本額については、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））料金表第1表1-2-2（定額利用料）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの基本額から同表に規定する額を減額して適用します。</u></p>	
	<p><u>区分</u></p>	<p><u>基本額の減額</u> <u>（月額）</u></p>
	<p><u>タイプ8のコース1又はコース3</u></p>	<p><u>1,100円（1,210円）</u></p>
	<p><u>(3) 違約金</u></p> <p><u>第2種契約者は、前項の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に「旧2年自動更新型割引」の解除、「旧2年自動更新型割引」に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として11,000円（不課税）を支払っていただきます。</u></p>	
	<p><u>ア 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））第17条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったとき</u></p>	
	<p><u>イ 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8に係るものに限ります。）の細目又は区分等の変更と併せて「旧2年自動更新型割引」を継続したとき</u></p>	
	<p><u>ウ 違約金を請求しないと当社が判断したとき</u></p>	
	<p><u>(4) 定期利用期間起算日の引き継ぎ</u></p>	

～2022年6月30日	2022年7月1日～
	<p><u>「旧2年自動更新型割引」の適用を受ける第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて「旧2年自動更新型割引」を継続した場合の定期利用期間は、現在の定期利用期間の起算を引き継ぎます。</u></p>
	<p><u>4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p>
	<p><u>5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>